

2025年10月7日

加入者・事業主 各位、  
(web掲載)

川崎汽船健康保険組合

<< 重要 >>

## マイナ保険証への全面移行に際しての「資格確認書」の交付について（その2）

9月19日付にて、従来の健康保険証も完全無効化（本年12月2日）に際して【健康保険資格確認書（以下『資格確認書』）の一斉交付をご案内しております。

内容としては、2024年12月1日以前の加入者（プラスチックカード保険証をお持ちの方）を対象として、**マイナ保険証を利用できない方**（マイナンバーカードを持っていない、持っていても保険証利用登録をしていない等）に対して『資格確認書』を11月末を目途に一斉交付するとのもので、当該案内の中で健保システムにより交付対象と確認（10/20時点）できる方以外に、『**配慮すべき正当な理由**』に**抛り交付対象**となる場合は、その理由を添えて申請（申し出）頂きたいとの案内をしております。

これまでに、マイナ保険証が利用可能（有効なマイナンバーカードに保険証利用登録済）であるにも拘わらず、『マイナンバーカード紛失が心配にて、携帯したくない』との理由で、『資格確認書』の交付を申請されるケースが散見されております。

前述の如く『資格確認書』は、「原則マイナ保険証を利用できない方」にのみ交付が認められており、カード携行が不安との理由は、利用者がお子様であっても正当な交付理由とはなり得ませんこと何卒ご理解ください。

（ご参考：厚生労働省H/Pより「資格確認書交付対象」）

## 資格確認書について (マイナ保険証を使わない場合の受診方法)

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。

### 交付対象者

#### <申請によらず交付する方>

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・ 後期高齢者医療制度にご加入の方や、新たに加入される方（令和8年7月末までの暫定措置）※

#### <申請により交付する方>

- ・ マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方<更新時の申請は不要>
- ・ マイナンバーカードを紛失・更新中の方

#### <更新時の申請が不要な方>

- ・ 申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）

尚、カード携行に不安を感じる方に対しては、スマートフォンのマイナ保険証利用に関する案内が厚生労働省H/Pにて公開されておりますので、ご参照下さい。

[スマートフォンのマイナ保険証利用について | 厚生労働省](#)

以 上